

**監査委員会の監査権限に対する考察**  
**- 監査役制度、米国監査委員会制度との比較をもとに -**

民刑事法専攻 経済法務専修コース（学籍番号 16121）長谷川 弘幸

1	はじめに.....	2
2	監査役制度の変遷.....	2
2-1	「監査」とは.....	2
2-2	監査役制度の成立と変遷.....	3
2-3	平成 13 年改正.....	3
2-4	平成 14 年改正（委員会等設置会社制度の導入）.....	4
2-5	監査役制度と監査委員会の比較.....	4
3	米国の監査委員会（Audit Committee）制度の概観.....	5
3-1	オーディット・コミッティーとは.....	5
3-2	オーディット・コミッティーの成立とその変遷.....	6
3-3	ALI 報告書における監査委員会の役割.....	7
3-4	近年の監査委員会をめぐる動き.....	8
3-5	エンロン事件以降の改革.....	8
3-6	日本の監査役、監査委員会との比較.....	9
4	監査役の業務監査をめぐる学説.....	10
4-1	議論の背景.....	10
4-2	監査役と取締役会の役割.....	10
4-3	監査における個々の権限.....	12
4-4	監査役と取締役会の適法性監査・監督の差異.....	13
5	監査委員会の監査権限の検討.....	14
5-1	監査委員会が有する監査権限とは.....	14
5-2	改正の背景.....	15
5-3	監査委員会と取締役会との関係.....	16
5-4	内部統制システム.....	17
5-5	監査委員会の個々の権限について.....	19
5-6	効率性監査.....	20
6	監査委員会に求められる役割.....	21
6-1	情報の提供.....	21
6-2	違法行為抑止.....	22
6-3	取締役会の補完.....	23
7	おわりに.....	24

## 1 はじめに

平成 14 年商法改正において委員会等設置会社制度が導入され、執行役と 3 つの委員会を設置することにより監査役を置かないことが可能となった。また、前年の平成 13 年商法改正において監査役制度の強化が図られているが、平成 13 年改正は企業不祥事に対してのガバナンスの強化と捉えられるのに対し、今回の平成 14 年改正は、昨今の企業の業績低迷に対し、迅速な意思決定によるパフォーマンスの向上を目指しての改正、と捉えることができる。一連の改正により、企業は従来型の監査役制度か、新しい委員会制度の導入かを選択できることになり、二つの制度間での制度競争が図られることになる<sup>1</sup>。

従来の監査役制度において、その監査権限の範囲が、適法性に限られるのか、それとも妥当性に及ぶのかの議論がある。新たに発足する日本の監査委員会は、アメリカの監査委員会 (Audit Committee) 制度を参考にしているが、従来の監査役制度を引き継いだ面を多分に持つ。それぞれの制度と比較した上で、監査委員会の監査権限の範囲について検討する。

以下、2 において監査役制度の変遷をたどり、監査役制度と新たに導入された監査委員会の比較を行う。次に 3 においては、米国における監査委員会制度の変遷と日本の監査役制度、監査委員会制度との比較を行う。次に 4 においては、監査役の業務監査が妥当性監査に限られるか、妥当性監査まで含まれるかについての学説を検討する。また権限が併立することになる監査役と取締役会の適法性監査・監督の差異を考えることにより、監査役監査に求められている役割を検討し、またその問題点を考える。そして 5 においては、監査役制度での学説を参考にし、監査委員会の監査権限の範囲を検討する。最後の 6 では、監査委員会の監査権限を踏まえ、委員会等設置会社において監査委員会に求められる役割を検討したい。

## 2 監査役制度の変遷

### 2-1 「監査」とは

「監査」という言葉は「監督検査」が圧縮されたもので、その元来の言葉のそれぞれの意味を併せ持ち、一つは事前監査としての「監督」、もう一つは事後監査としての「検査」の意味を持つといわれる<sup>2</sup>。諸外国では、経営の「監督」機関と、会計の「検査」機関は別個の機関とされ、後者は一定の資格のある会計プロフェッショナルに委ねるのが一般的であるが<sup>3</sup>、日本における監査役にはその二つの機能が内在し、幾多の改正を経て日本独自の機関が形成されてきた。以下、その変遷をたどる。

<sup>1</sup> 原田晃治「選択制の意味するもの」取締役の法務 102 号 5 頁 (2002 年)

<sup>2</sup> 倉沢康一郎「監査機構」竹内昭夫 = 龍田節編『現代企業法講座 第 3 巻 企業運営』327 頁 (東京大学出版会、1985 年)

<sup>3</sup> 倉沢・前掲注 (2) 328 頁

## 2-2 監査役制度の成立と変遷

わが国で最初に成立した近代的商法典である旧商法（明治 23 年）において、株式会社の機関としての「監査役」がおかれ、経営監督権限と会計検査権限が与えられた。続く新商法（明治 32 年）においては、その資格が株主に限られ、権限として総会招集権限が与えられた。また、取締役の会社代表訴権が認められ、監査役の地位は本質的に経営監督機関として捉えられていたと考えられる。

しかし昭和 25 年改正において、取締役会制度が導入されるのに伴い、監査役が有していた経営監督機能は取締役会に吸収され、会計検査機能だけが残されることとなる。

ところが、山陽特殊製鋼の倒産、粉飾決算の発覚をはじめとして、取締役会による経営監督機能の機能不全が露呈し、昭和 49 年改正法において「監査役八取締役ノ職務執行ヲ監査ス」（274 条 1 項）と定め、再度、監査役に業務監査機能が与えられることとなる。この改正によって、わが国では取締役会と監査役の二つの経営監督機関が併立し、そのどちらのメンバーもが株主総会によって選任されるという、世界に例を見ない独自の制度が作られた。（但し、同時に制定された監査特例法により、資本金 1 億円以下の小会社においては、監査役は従来通り会計監査機能のみを持つ。また、大会社においては、会計監査人による会計監査が義務づけられ、監査役の会計監査と併存することとなる）

さらに、ロッキード事件等の企業不祥事が発覚し、昭和 56 年改正で再び監査役制度の充実がなされ、商法特例法上の大会社に複数監査役制度および常勤監査役制度が導入された。

また、平成 5 年改正においては、証券・金融不祥事を契機として、監査役任期の 2 年から 3 年への伸張、ならびに商法特例法上の大会社における監査役の員数を 2 人から 3 人に増強、監査役会の法定および社外監査役制度の導入がなされた<sup>4</sup>。

## 2-3 平成 13 年改正

平成 13 年改正では、議員立法として次のような改正がなされた。監査役任期の 3 年から 4 年への伸張（273 条）。取締役会への出席および意見陳述義務の明文化（260 条ノ 3 第 1 項）。監査役が辞任する際に、当該監査役を辞任した者及び他の監査役に株主総会においてそれに関する意見陳述の権利を保障した（275 条ノ 3 ノ 2 第 1 項）。商法特例法上の大会社において、従来 1 人以上であった社外監査役の割合を半数以上とした（商特 18 条 1 項）。また、社外監査役の社外性の要件において、従来は 5 年間、会社又は子会社の取締役、支配人、使用人でなければ社外性の要件を獲得できたが、これを削除し、過去に会社とそのような関係にあった者は社外監査役にはなれないとした（商特 18 条 1 項）。また監査役は、株主総会で監査役選任について意見が述べられるだけであったのが、大会社において監査役会の同意および議案提案権が認められた（商特 18 条 3 項で同 3 条 2 項・3 項を準用）<sup>5</sup>。

<sup>4</sup> 前田庸『会社法入門〔第 8 版〕』342 頁（有斐閣、2002 年）

<sup>5</sup> 原田晃治「会社法改正の課題と現状 - 株式制度の見直し等を内容とする平成 13 年改正法の位置づけ」ジュリスト 1220 号 12 頁（2002 年）

## 2-4 平成14年改正（委員会等設置会社制度の導入）

法制審議会の中間試案の公表、そしてその後の議論を経て、平成14年改正において委員会等設置会社という新たな会社機構形態が導入された。具体的には、大会社または見なし大会社において、取締役会の中に、いずれも社外取締役が過半数を占める監査委員会、指名委員会、報酬委員会という三つの委員会を設置するとともに、業務執行を担当する執行役を置き、取締役会決議事項についての決定権限を大幅に執行役に委任できるものとして（商特21条の5、21条の7第3項、21条の12）<sup>6</sup>。

委員会等設置会社では、監査役を置くことができず（商特21条の5第2項）監査委員会が設けられる。監査委員会のメンバーである監査委員は、その過半数が社外取締役であることが要求される（商特21条の8第4頁但書）とともに、全員がその会社の執行役もしくは支配人その他の使用人または子会社の業務を執行する取締役でないことが要求される（商特21条の8第7項）。

監査委員会は監査役と同様、業務監査と会計監査を行う。また、監査委員会の有する権限は、大会社の監査役が有する権限と同じである。但し、監査役制度のような独任性は取られておらず、報告徴収権および業務等調査権ならびに子会社調査権は、監査委員会が指名する監査委員がこれを行行使し、その行使にあたり監査委員会の決議に従わなければならない（商特21条の10第1項、2項、3項）。また、監査役制度と違い、監査委員には常勤者は要求されていない。

## 2-5 監査役制度と監査委員会の比較

監査委員会と監査役の違いをまとめると、まず、監査役は株主総会で選任され（280条により254条準用）取締役とは独立した存在であるのに対し、監査委員会の監査委員は取締役であり、取締役会において取締役の中から選任される（商特21条の8第2項4号）。ただし監査委員は執行役、支配人、使用人兼務が禁じられており（商特21条の6第2項、21条の8第2項7号）業務執行を行わない点で監査役と同じである（276条、商特18条4頁）。また監査役には取締役会への出席義務と意見陳述義務（260条ノ3第1項）が課せられており、取締役会に出席できる点では共通している。

社外性においては、監査役はその半数以上が社外監査役であることが要求される（商特18条1項）のに対し、監査委員においてはその過半数が社外取締役であることが要求されている（商特21条の8第4頁但書）。ただ実質的に両方とも社外者は2人以上いればよいわけであり、差異はない。

会計監査人の選解任については、監査役はその株主総会議案に対して同意権を持つ（商特18条3項、3条2項）のに対し、監査委員会は議案の決定権を持つ（商特21条の8第2項2号）。監査役が同意しなければ議案提出ができないので、監査役も実質的な決定権を持っているものと解されるが、決定権を持っている監査委員会の方が、議案決定に際して主

<sup>6</sup> 始関正光「平成14年改正商法の解説〔 〕」商事法務1641号19頁（2002年）

体的になることが求められていると思われる。

また、監査役は独任性であり、監査役会にかかわらず、個々の監査役が監査権限を行使できるのに対し、監査委員は、執行役の違法行為またはそのおそれに対し、取締役会での報告（商特 21 条の 10 第 4 項）、差止請求権（同 5 項）を単独で行えるが、それ以外の権限は監査委員会において指名された監査委員が行使する。この単独で認められる権限は、緊急に行使される必要があることから例外的に認められるものであり、基本は組織的な監査が監査委員会には求められていると言える<sup>7</sup>。

監査役は実査を行い、また、取締役、使用人を兼務することができないので業務執行部門である内部統制システム（監査部、検査部等）を指揮することができず<sup>8</sup>、監査に直接活用することはできないとされるのに対し、監査委員会は実査を行うことは予定されておらず、内部統制部門を用いて監査を行う<sup>9</sup>とされる。

以上、監査委員会には監査役とほぼ同じような権限が認められているが、委員会として組織的な監査が予定されていることと、監査委員は取締役であることからの権限の差異がある。

以上見てきたように、平成 13 年の議員立法による改正では、従来の監査役制度の強化が図られたのに対し、平成 14 年改正ではアメリカ型の委員会等設置会社制度が導入され、業務執行と監督の分離、社外取締役を導入しての委員会による経営陣の監督が図られることになる。この二つの制度の選択は企業に任されており、その選択により、コンプライアンスとパフォーマンスという点から企業にどのような影響が生じるか注目される。

### 3 米国の監査委員会 (Audit Committee) 制度の概観

#### 3-1 オーディット・コミッティーとは

今回の日本の商法改正は、米国の監査委員会制度を範として制度設計がなされたと言われる。ここでは、米国の監査委員会（以下、オーディット・コミッティーとする）制度の仕組みとその成立を概観する。

オーディット・コミッティーは取締役会の授権に基づき、経営者から独立した社外取締役で構成される内部委員会<sup>10</sup>の一つである<sup>11</sup>。主たる機能は、外部会計監査人と内部監査部門の経営者からの独立性確保と、その活動に対する監督である。具体的には両者との情報

<sup>7</sup> 前田庸「商法等の一部を改正する法律案要綱の解説〔 〕」商事法務 1623 号 26 頁（2002 年）

<sup>8</sup> 片木晴彦「監査役と監査委員会」民商法雑誌 126 巻 4・5 号 123 頁（2002 年）

<sup>9</sup> 江頭憲治郎『株式会社・有限会社法』425 頁（有斐閣、第 2 版、2002 年）

<sup>10</sup> デラウェア会社法では「取締役会は、全取締役の過半数の決議により、一以上の委員会を設置することができる」「委員会は、取締役会決議または会社の附属定款の規定する範囲で、会社の経営及び業務に関し取締役会が有する一切の権限を有し、行使することができる」と規定する。（Del. General Corp. Law, Section 141 (c)）また、多くの州の会社法で採用されている改正模範会社法も、同様に委員会の設置と取締役会からの権限委譲を認めている。（Revised Model Bus. Corp. Act, § 8.25）

<sup>11</sup> 川口幸美「監査役会における取締役の法的責任（上）」監査役 462 号 18 頁（2002 年）

交換を通じて、内部統制システム及び財務報告手続を監督する<sup>12</sup>。しかし、日本の監査役とは違い、オーディット・コミッティーのメンバーが実査をするのではなく、外部会計監査人と内部監査部門の監査の計画・結果を「レビュー」し、「監査をさせる」委員会として機能している<sup>13</sup>。

### 3-2 オーディット・コミッティーの成立とその変遷<sup>14</sup>

1939年、ニューヨーク証券取引所（以下、NYSE とする）は、粉飾決算事件である McKesson & Robbins 事件の調査報告において、会社の経営陣ではなく取締役会による独立監査人の任命を勧告し、またさらに、会社の役員ではない（経営に携わらない）取締役から構成される特別委員会による監査人の選出が、より望ましいことに言及した。そして、1940年、証券取引委員会（以下、SEC とする）も、同事件の調査結果として、役員でない取締役からなる委員会が社外監査人を指名し、またその監査契約の細目を取り決めることを勧告した。しかしこれらの勧告は、20年以上の間ほとんど無視され、各会社が監査委員会を積極的に設置することはなかった。

1967年、アメリカ公認会計士協会（The American Certified Public Accountants Association 以下、AICPA とする）が、『取締役会の監査委員会に関する意見報告書』を公表し、すべての公開会社に対し、社外取締役からなる監査委員会の設置を勧告している。

1972年、SEC は、会計連続通牒 123 号（SEC, Accounting Series Release No.123）において、再度、監査委員会を設置するように勧告した。このころ監査委員会の設置が急増したと言われる。

1973年、ペン・セントラル鉄道の経営破綻など、企業不祥事が多発したことから、NYSE はその白書の中で、監査委員会が会社にとって必要なものとなっており、各上場会社に対し、監査委員会の設置を強く求めた。

1974年、SEC は、会計連続通牒 165 号を発して委任状勧誘規則（§ 14A）を修正し、委任状説明書において、取締役会に監査委員会がある場合は、その委員会の構成員の氏名を開示し、もしくはそのような委員会が存在しない場合はその旨を示すことを要求した。

1977年、NYSE は監査委員会指針（Audit Committee Policy）を採用し、1978年からNYSE での上場、上場継続の条件として、経営者から独立した取締役から構成される監査委員会の設置・維持を要求した<sup>15</sup>。

---

<sup>12</sup> 川口幸美「監査役会における取締役の法的責任（下）」監査役 463 号 39 頁（2002 年）

<sup>13</sup> 監査制度委員会「米国の Audit Committee（監査委員会）と日本の監査制度の比較」監査役 452 号 133 頁（2002 年）

<sup>14</sup> 畠田公明「アメリカにおける監査委員会制度と取締役の役割」岡山商大法学論叢 3 号 66 頁（1995 年）、佐藤敏昭「社外監査役と監査役制度の課題 - アメリカにおける監査委員会、社外監査役の議論を踏えて - 」長濱洋一教授還暦記念『現代英米会社法の諸相』284 頁（成文堂、1996 年）、監査制度委員会「米国の Audit Committee（監査委員会）と日本の監査制度の比較」監査役 452 号 169 頁（2002 年）、川口・前掲注（11）18 頁、を参考にする。

<sup>15</sup> アメリカン証券取引所（AMEX）、および全米証券業協会店頭銘柄気配自動通報組織（NASDAQ）も監査委員会の設置を要求している。

同じ 1977 年、コネチカット州では、経営委員会等の規定に加えて新たに監査委員会に関する規定が設けられた<sup>16</sup>。

また、当時問題となっていた海外子会社による外国公務員に対する贈賄を禁止するため、1977 年に制定された外国不正慣行防止法では、内部統制の管理について規定し監査委員会の活用が求められている。

1978 年、SEC は委任状勧誘規則を改正し、すべての登録会社に対し、監査委員会、指名委員会、報酬委員会が設置されているかを開示させることとした。

こうして、1978 年の時点で、上場企業については監査委員会の設置及び開示が構築された。そして 1981 年には、98%の会社で監査委員会が設置され、その構成員たる社内取締役数の平均はゼロになったとの報告がなされている<sup>17</sup>。

### 3-3 ALI 報告書における監査委員会の役割

アメリカ法律協会 (The American Law Institute 以下、ALI とする) は、1992 年に「コーポレートガバナンスの原理 - 分析と提言」を公表し、大規模公開会社の監査委員会について次のような原則を定めた。( § 3.05 ) 「大規模公開会社はすべて監査委員会を設けなければならない。監査委員会は、会社の内部監査や外部会計監査人による独立性のある監査を経て作成された財務諸表の監査を通じて、取締役会が果たすべき年間の会社業務の執行状況を監督する機能を支援するものである。監査委員会は、少なくとも 3 名以上のメンバーをもって構成し、そのメンバーは、会社に雇用されていない者または直近 2 年間に雇用されていなかった者もしくは少なくとも経営執行者と重要な関係にない者によって構成されるべきである。」そして監査委員会のメンバーは「取締役会メンバーとして独立した見地から取締役会において意見を述べることができるよう、あらゆる経営執行者との関係において経営執行者から全く自由で独立性を持った取締役だけで構成すべき」とされている。

また、監査委員会の機能と権限として次のように提案されている。( § 3A.03 )

- ( a ) 会社の外部独立会計監査人としての会計事務所の指名または解約
- ( b ) 外部独立会計監査人の報酬、監査契約、及びその独立性に関するレビュー
- ( c ) 内部監査担当役員の指名または変更
- ( d ) 外部独立会計監査人と取締役間のコミュニケーション作り、必要に応じて内部監査担当役員と取締役間のコミュニケーション作り
- ( e ) 次の各事項のレビュー 外部独立会計監査人の監査結果 同監査報告書 マネージメントレターに関する事項 外部独立会計監査人の監査結果から得られた提案事項に対する経営者の対応 内部監査部門の監査から導かれた会社全体についての業務監査報告書 以上各事項に関する経営者の対応状況
- ( f ) 次の各事項のレビュー 年次報告書 監査証明、監査報告及び監査意見 財務書

<sup>16</sup> 州法で監査委員会が規定されているのはコネチカット州だけである。( § 33 - 318 ( b ) )

<sup>17</sup> 浜田道代「会社の構造」証券研究 71 巻 37 頁 ( 1984 年 )

類を通して得られた外部独立会計監査人のレビュー 以上の財務関係の報告に関してなされた経営者と外部独立会計監査人との間の重要な論点

- (g) 次の点に検討を加えること 外部独立会計監査人や内部監査担当役員から相談された事項 内部統制の状況の適正性
- (h) 外部独立会計監査人や内部監査担当役員から指摘された次の事項の監査がいずれも適正であったかどうか。 会計方針の変更、 資産の運用状況

### 3-4 近年の監査委員会をめぐる動き

1998年9月、SECのLevitt委員長がニューヨーク大学で「The Numbers Game（不正まがいの会計数値合わせを行うこと）」と題する講演<sup>18</sup>を行い、信頼に足る財務報告手続を確保するためには監査委員会の充実が必要だと訴えた。そしてその後、SECとNYSE、NASDAQにより、諮問委員会（Blue Ribbon Committee）が設置され、「監査委員会の効率性の改善に関する諮問委員会の報告と勧告」がまとめられた<sup>19</sup>。

1999年、その勧告を受けてSECは、登録会社に対し、監査委員会の存在とその機能の開示を要求する新規則を採用した。また、NYSE及びNASDAQも上場規則を改正し、監査委員会が3名以上の独立性の要件を満たす社外取締役によって構成され、そのうち少なくとも1名以上は財務もしくは会計の専門的知識を有することを定めた<sup>20</sup>。

### 3-5 エンロン事件以降の改革

エンロン、ワールドコムなどの一連の不正会計、企業破綻により、公開企業に対する信頼が損なわれた。これに対応して、2002年7月30日、サーベンス・オクスリー法、いわゆる企業会計改革法（Sarbanes-Oxley Act of 2002）が制定された。この法案は、会社内における監視機構の中心的役割を担うものとされてきた監査委員会が有効に機能していなかったのではないかと、という批判に対応するものである。具体的には、監査委員会の委員はすべて独立取締役でなければならないとされ（§301）、「独立」の定義として、会社からコンサルティング料、アドバイス料またはその他の報酬を受けておらず、当該会社及びその関連会社の関係者でない者とした。また、監査委員会は会計及び監査上の問題点に関する従業員の内部告発制度に関する手続を定めなければならないとした（§301）。また、監査委員会のメンバーに1人以上の財務専門家が含まれているか否か（含まれていない場合はその理由）を開示することを求める規則の制定をSECに求めている（§407）<sup>21</sup>。このように、監査委員会を、会社内に置ける会計及び監査全般にわたる監視機関として位置づけ、

<sup>18</sup> 監査制度委員会「米国のAudit Committee（監査委員会）と日本の監査制度の比較」監査役452号183頁〔資料6「ナンバーズ・ゲーム」〕（2002年）

<sup>19</sup> 川口・前掲注（11）19頁

<sup>20</sup> 川口・前掲注（11）24頁

<sup>21</sup> 太田洋=佐藤丈文「米企業改革法とNYSE・NASDAQ新規則案の概要（上）」商事法務1639号24頁（2002）



その監視機能を強化する規定となっている<sup>22</sup>。

米国において会社制度は州法で定められているが、その具体的な設計は大幅に定款自治が認められている。監査委員会については、コネチカット州を除いて州法では制定されておらず、従来、NYSE 等の上場規則等によって要求されていたものである。これは、「ベスト・プラクティス・アプローチ (Best Practice Approach)」という概念に基づき、コーポレート・ガバナンスについては法律で一義的に決めるのではなく、むしろ民間がガイドライン等の形で定めるべきとの考え方に則ったものである<sup>23</sup>。しかし今回、会計不信の社会への影響の大きさから、連邦法として監査委員会を規定することになったものである。

また、2002 年 8 月には NYSE、NASDAQ の上場基準改正案が SEC に提出された<sup>24</sup>。しかし、これらは公表された段階にすぎず、SEC に最終承認されるまでには修正される可能性があるが、従来の規則を強化する形での修正がなされている。

エンロン事件以降の改革で、オーディット・コミッティーは、コンプライアンスといった点から主体的に活動することと、内部告発等を受け止める経営陣から独立した存在であることを求められてきており、従来の事後的な活動主体から事前的なものへの変化がうかがえる。

### 3-6 日本の監査役、監査委員会との比較

以上概観してきたように、オーディット・コミッティーは会計監査を目的とする組織であるが、実際に監査を行うわけではなく、外部会計監査人、内部監査部門の独立性を調査し担保したうえで、それらが行った監査をレビューする形でその役目を果たしている。そのメンバーは独立取締役を中心に 3～4 人ほどで、報酬の額もそれほど多くないと言われている。そして常設の委員会ではなく、4 半期の決算の前に開かれる委員会であり、日本の監査役が事前的な違法性のチェックを行っているのに対し、オーディット・コミッティーは事後的な監査中心といえる。また、日本の監査委員会は、オーディット・コミッティーのように実査をすることなく内部統制システムを用いて監査を行うことが予定されているが、その監査の範囲は会計監査だけでなく業務監査まで含まれるという違いがある。

また、日本の監査役制度、監査委員会に求められるのは社外性だけであるが、オーディット・コミッティーには社外性だけでなく、経営陣からの独立性が要求されている。さらにオーディット・コミッティーのメンバーには財務や会計の能力が要求されているが、日本の監査役、監査委員にはそのような法文上の要件は課されていない。オーディット・コミッティーは会計監査中心とし、その実査を行う外部会計監査人と内部監査部門の経営陣からの独立を確保し、また財務諸表自体もチェックするため、独立性と専門能力が要求されているものと考えられる。

<sup>22</sup> 八田進二=町田祥弘「米国「企業改革法」にみる監査委員会制度の将来像」監査役 464 号 10 頁 (2002)

<sup>23</sup> 神田秀樹「米国におけるコーポレート・ガバナンスの最新状況 - 日本監査役協会による訪米調査報告 - 」監査役 437 号 15 頁 (2001)

<sup>24</sup> 太田洋=佐藤丈文「米企業改革法と NYSE・NASDAQ 新規規則案の概要(中)」商事法務 1640 号 37 頁(2002)

## 4 監査役の業務監査をめぐる学説

### 4-1 議論の背景

昭和49年の商法改正により、会計監査だけであった監査役に業務監査機能が復活した(小会社を除く)。この改正は、企業の不祥事により、昭和25年改正で導入された取締役会による監督の機能不全が、問題となったためである<sup>25</sup>。すなわち、代表取締役社長を頂点とし、その社長により指名された取締役は、使用人兼務取締役もしくは業務担当取締役として業務執行を行い、代表取締役の指揮下におかれる。よって、このような取締役が、取締役会において代表取締役を監督することは望むべくもなく、その監督機能が有効に機能しているとは言い難い。よって、その監督機能を補うべく監査役に業務監査権限が付与され、取締役会から独立した存在である監査役が、取締役の職務の執行を監査することとなった(274条1項)のである。

この改正により、監査役の業務監査機能(274条1項)と取締役会の取締役に対する監督機能(260条1項)はどのような関係にあるのか議論となった。つまり274条1項で「監査役ハ取締役ノ職務ヲ監査ス」と規定されているが、また同時に260条1項に「取締役会ハ会社ノ業務執行ヲ決シ取締役ノ職務ノ執行ヲ監督ス」<sup>26</sup>とも規定されており、監査役と取締役会の監査・監督権限の差異が問題となる。つまり監査役による監査は、取締役の職務執行の適法性のみを対象とする(適法性監査)のか、当・不当のレベルにまで及ぶ(妥当性監査)のか問題となったのである。

### 4-2 監査役と取締役会の役割

適法性・妥当性監査の問題を検討するにあたり、監査役と取締役会が会社の機関としてどのような役割を担っているのか検討しなければならない。

まず、取締役会は会社の業務執行を決定することができる(260条1項)ので、業務執行の意思決定機関であるとともに、そのメンバーである取締役は、社外取締役を除いて、業務担当取締役、使用人兼務取締役として、業務執行権限を有するとされる代表取締役の指揮下で業務執行を行っている。よって、取締役会は代表取締役とともに会社経営の主体をなしていると考えられる。それに対し監査役は、株主総会で取締役とは別に選ばれ、監査業務を主務とする。そして監査役は、取締役、支配人または使用人を兼務することを禁じられ(276条)業務決定・執行から離れた存在でなければならない<sup>27</sup>。つまり会社経営に携わることができないのである。

このことは、監査役の業務監査と取締役会の監督機能が併立し、その役割分担が明文で

<sup>25</sup> 倉沢・前掲注(2)329頁

<sup>26</sup> 河本一郎『現代会社法〔新訂第8版〕』367頁(商事法務研究会、1999年)によると、取締役会の監督機能は昭和56年改正により明文化されたが、それ以前においても解釈上認められており、取締役にその責任を自覚させるため、明文化されたとする。

<sup>27</sup> 永井和之『会社法〔第3版〕』254頁(有斐閣、2001年)では、監査役が、取締役会で経営について積極的な意見を述べることは、監査する者が監査の対象である取締役会の意志決定に参加していることになり、兼任禁止の趣旨に違反するとする。

画されていないにもかかわらず、監査役の業務監査は適法性監査に限られる（法文上要求されている「著シク不当」な場合も含む<sup>28</sup>）とする通説<sup>29</sup><sup>30</sup>の、会社機構に対する基本的な理解であると考えられる。つまり、取締役会制度を法定し、代表取締役の業務執行の妥当性を取締役に判断させることとしている現行法下において、取締役から独立し会社運営・企業経営に携わらない監査役に、取締役の職務執行の妥当性一般について監査させると、会社運営・企業経営の迅速性・一貫性を害するおそれ大きいとする<sup>31</sup>。よって、監査役監査は妥当性監査に及ぶべきでなく、適法性監査に限られるとする。

それに対し、監査役監査は広く妥当性監査一般に及ぶとする説<sup>32</sup>がある。その理由として、取締役会と監査役は会社機関としての役割が異なり、同じ妥当性監査を行うとしても取締役会と監査役ではその観点が異なり、同じ監査を行うものではないとする。つまり、業務執行機関内部において、主観的に監視監督する取締役会と、業務執行機関の外部から客観的に監査する監査役とでは、その目的と任務を異にし、決して矛盾することはないとする。

また他の説においては、積極的な妥当性監査は取締役会に任されているが、消極的かつ防止的な妥当性監査は、監査役がなしうとする説<sup>33</sup>もある。つまり、妥当性監査には2種類あって、経営政策的または能率増進を目的とし、積極的に一定の営業活動または生産活動をなすべしとの前向きなものと、不当な点がないか否かを明らかにする防止的なものがある。そして監査役の監査は、一定事項が不当か否かという消極的かつ防止的な意見の表明に制限されるとする。

このような少数説の立場は、昭和49年改正が取締役会の監督機能に期待し得ず、その代わりとして監査役に業務監査を認めた法改正の背景を重視し、企業の非行を防ぐためには監査役の積極的な活用をなすべきとの考えに基づいているものと考えられる。しかしながら、そのように監査役の活用が期待される背景を考慮したとしても、監査役の取締役兼務禁止の趣旨、経営に携わることができない会社機構としての性格を否定してまで、積極的に妥当性監査を認めることは難しいと思われる。やはり、経営主体でない監査役は、法文

<sup>28</sup> 取締役の業務執行が著しく不当な場合（275条・281条ノ3第2項8号）は、善管注意義務違反ないし忠実義務違反に当たり、法令違反となることから、著しく不当な場合も監査役の権限に含まれるとする

<sup>29</sup> 大隅健一郎=今井宏『会社法論 中巻〔第3版〕』304頁（有斐閣、1992年）前田・前掲注（4）210頁、龍田節『会社法〔第8版〕』116頁（有斐閣、2001年）

<sup>30</sup> 竹内昭夫『新版 注釈会社法（6）株式会社の機関（2）』445頁〔上柳克郎ほか編〕（有斐閣、1987年）、鈴木竹雄=竹内昭夫『会社法〔第3版〕』314頁（有斐閣、1994年）では、法令定款違反とは別に、「著シク不当」な場合（275条・281条ノ3第2項8号）を掲げているのは、法令違反にはならないが著しく不当な場合があることを法文が前提としているためであり、そのように「著シク不当」な取締役の職務執行を指摘するという限られた範囲では、妥当性の監査にも及ぶとする。しかし、通説との違いは「著シク不当」な行為を違法行為に還元するか否かの違いであって、実質的な差異はないとの指摘がある（片木晴彦「監査役の適法性監査と妥当性監査」ジュリスト増刊 法律学の争点シリーズ4 - 商法の争点 166頁（1993年））

<sup>31</sup> 竹内・前掲注（30）445頁

<sup>32</sup> 新山雄三「監査役業務の業務監査機能の立法政策的意義と地位の独立性」法学54巻6号225頁（1991年）、末永敏和「コーポレート・ガバナンスと会社法 日本型経営システムの法的変革」221頁（中央経済社、2000年）

<sup>33</sup> 田中誠二『三全訂 会社法詳論（上巻）』723頁（頸草書房、1993年）

上認められている法令・定款違反または著しく不当な場合（適法性監査）に監査権限が限られるとする説を指示したい。

#### 4-3 監査における個々の権限

上記の学説とは視点を变えて、監査役の職務権限全般について論ずるのではなく、監査役が有する個々の権限の内容・種別にしたがって、権限の範囲を検討すべきとする説もある。つまり監査役の職務は、調査・意見表明・報告・差止・代表訴訟にまとめることができ、そのうち、報告義務・差止・代表訴訟は要件が明確に規定されているので、残りの調査権と意見表明権が問題となる<sup>34</sup>とする。監査役の調査権限に限定はなく、職務の濫用とならない限り、時間的にも内容的にも制約されない<sup>35</sup>とする。取締役会における意見表明（260条ノ3第1項）については、条文上何も規定されていないが、経営判断に際して調査の範囲や方法について注意し、慎重な判断を促すというような消極的妥当性についての意見にとどめるべきである<sup>36</sup>とする。

また他に、監査権限が適法性監査に限られるという立場を取った上で、著しく不当な範囲を含むということは、取締役の忠実義務、善管注意義務違反を監査の対象とすることになり、実質的に取締役の行為の妥当性をも監査することになる<sup>37</sup>とする考え方がある。つまり、監査役の実務においては、取締役の職務執行に不当な点がないか否かを、監査の出発点とせざるを得ない<sup>38</sup>ので、適法性・妥当性の議論の実質的な差異はないとする。

この2つの考え方は、アプローチの仕方は異なるが、結論として差はないのではなかろうか。つまり監査役監査の実務を考えると、調査の段階では適法性・妥当性のレベルにかかわらず情報を集める。情報を集める段階では、不当・違法のレベルが分かるわけではなく、その情報を分析し評価することにより、その事象が不当のレベルであるか、違法のレベルまで達しているか判断されるにすぎない。そして違法もしくは著しく不当のレベルまで達した事象に限り、報告や差止などが認められるとするものである。そのレベル以下の事象に対しては、もし認められるとしても情報提供（意見表明）が出来うるだけであり、妥当性レベルの事象については取締役会の監督権限に委ねるべきということになる。この考え方は、監査の実務を踏まえた上での現実的な理解であると思われる。

昭和49年改正以降も企業不祥事はなくならず、不祥事が起こる度に監査役制度の強化が図られてきた。また学説においても、監査役監査を実効化するために、通説である適法性監査の範囲を超えて、妥当性監査まで踏み込むべきとの説が有力に主張されてきたと言える。しかしながら経営に関与することが出来ない監査役の性質上、適法性監査に限らざるを得ず、そこが監査役監査の限界であるように思う。

<sup>34</sup> 永井・前掲注（27）254頁

<sup>35</sup> 片木・前掲注（30）167頁、永井・前掲注（27）255頁

<sup>36</sup> 永井・前掲注（27）255頁

<sup>37</sup> 神田秀樹『会社法〔第3版〕』143頁（弘文堂、2002年）、河本・前掲注（26）434頁

<sup>38</sup> 江頭・前掲注（9）398頁

#### 4-4 監査役と取締役会の適法性監査・監督の差異

監査役の業務監査を通説の立場に立ち、適法性監査に限るとして、監査役の監査は、取締役会が有する適法性監督機能と競合することとなるが、その差異はあるのだろうか。

監査役は監査のみを職務とする者であり、各種の調査権（274条2項、274条の3など）を有し、その調査費用の保証（279条の2）がなされている。またその立場を強化するため、監査役の任免についての株主総会における意見陳述権（275条の3）が認められている。

それに対し取締役には、そのような配慮はなされておらず、使用人兼務取締役や業務担当取締役として業務執行を行いながら、一方で取締役会の構成員として監督を行わなければならない。よって、監査のみを職務とし、その権限が保証された監査役には、「より精緻な深い監査」<sup>39</sup>が期待されているとする。

さて、企業にとっては、不祥事が起きる前に発見し事前に防ぐことの方が、発生してから対応するよりも経済的である。よって、監査専門の機関として任命されている監査役にとって、事後的に不祥事を発見して報告や差止請求をすることより、事前に発見し大事に至らない段階で食い止めることこそ、期待されている役割ではなかろうか。

さて、会社内部には監査役監査と似た機能を持つ内部統制システム（監査部、検査部など）を持つ企業も多い<sup>40</sup>。しかし、内部統制システムは監査役と情報交換はするものの、業務執行部門であるので、その指揮監督は取締役に服するものである。また、監査役の取締役、使用人兼任禁止の趣旨からすると、内部監査部門を指揮監督することは難しいと考えられている<sup>41</sup>。よって、監査役は強力な調査権を持ち広範に調査出来るといっても、内部統制システムを用いて調査することは出来ず、実査を自ら行わなければならない。

また、監査役の人数自体については、法定の3人の要件を満たす、3人もしくは4人任命されている企業がほとんどである<sup>42</sup>。また監査役の活動のために、監査役をサポートするスタッフが置かれることがあるが、そのスタッフを手厚く配置している企業は少ない。そのようなスタッフ自体が置かれていない企業も多く、また置かれていたとしても数人であるところが多い<sup>43</sup>。このように、監査の実査においては、監査役の数とそれをサポートするスタッフの数からして、十分に機能する体制作りがなされているか疑問がある。

このように「より精緻な深い監査」または事前の不祥事抑止機能が、監査役に求められるといっても、監査役の実査を支える体制は不十分であるとともに、その監査権限が適法性監査に限られることから、不当のレベルにとどまる事象に対しては、情報提供するなどして取締役会の監督機能の発動を促すしかできない。監査役が権限を行使出来るのは、違法

<sup>39</sup> 前田・前掲注（4）211頁

<sup>40</sup> 日本監査役協会「監査役制度の運用実態に関する調査報告」監査役監査役 454号 62頁（2002年）によると、一部上場の企業で8割が内部統制システムを有している

<sup>41</sup> 片木・前掲注（8）123頁

<sup>42</sup> 上場企業において、監査役が3人の企業は36.4%、4人の企業は57.7%、5人の企業は5.0%（前掲注（40）9頁）

<sup>43</sup> 統計中、半数の企業しか監査役スタッフを置いていない。またスタッフを置いている企業でも、その平均人数は2人である。（前掲注（40）31頁）

もしくは著しく不当のレベルに達した事象（またはそのおそれ）に対してである。差止については、違法行為により会社に著しい損害のおそれがある場合に認められる(275条の2)が、実質的に経営陣に任免権を握られた監査役が、損害のおそれの段階で積極的に経営陣に対してそのような行動に出るか疑問である。

結局、事前の不祥事抑止機能が期待されているといっても、権限上から不当のレベルに対して権限を行使し得ず、実質的にもその活動体制の弱さから十分に機能し得ていないのではなかろうか。

一方、新たに導入された監査委員会の監査は、適法性監査にとどまらず、妥当性監査、効率性監査にまで及ぶものと考えられている。監査役では直接扱うことの出来なかった不当のレベルの事象を監査委員会は扱うことができ、事前監査機能の充実を図ることができるものと考えられる。また、監査役監査では認められなかった効率性監査も含まれるとされるので、事後監査として経営陣のパフォーマンスを判断することが期待されることになる。これまでの監査役制度の議論を踏まえつつ、以下、監査委員会について検討する。

## 5 監査委員会の監査権限の検討

### 5-1 監査委員会が有する監査権限とは

#### 5-1-1 適法性監査

監査委員会は、取締役及び執行役の職務の執行を監査する権限を有する（商特21条の8第2項1号）。さてここにおいて、監査役の権限での議論と同様、監査委員会の権限の範囲が問題となる。監査委員会は、執行役の違法行為差止請求権（商特21条の10第5項）を有し、指名された監査委員は、取締役・執行役に対し訴えを提起出来る（商特21条の10第6頁2号）ことから、適法性監査の権限を有する<sup>44</sup>とされる。

#### 5-1-2 妥当性監査

監査委員会は監査役と違い、妥当性監査まで権限に含むとする説が有力であるが、その理由として、監査委員会の監査委員は取締役であり、取締役は取締役会において妥当性についての監督を行えることから、監査委員会の権限は適法性監査だけでなく妥当性監査も含む<sup>45</sup>。監査委員会は、取締役会の監督機能を高めることを目的として、取締役会の内部委員会として設けられたため<sup>46</sup>。指名委員会、報酬委員会の社外取締役が、経営妥当性の監督機能を果たすためには、必要な情報が得られなければならない、監査委員会の役割と連携が不可欠である<sup>47</sup>。妥当性監査まで含むか否かは、監査委員会の監査報告書の記載事

<sup>44</sup> 江頭・前掲注(9)424頁

<sup>45</sup> 前田・前掲注(7)23頁、始関・前掲注(6)24頁、酒巻俊雄「取締役と執行役の職務と責任 - 従来型と新型経営機構における職務内容の対比 - 」判例タイムズ1093号117頁(2002年)

<sup>46</sup> 森本滋「コーポレート・ガバナンス関連立法の最近の動向(下) - 委員会等設置会社制度を中心に - 」取締役の法務99号33頁(2002年)、始関・前掲注(6)24頁

<sup>47</sup> 江頭・前掲注(9)425頁

項、および「監査委員会の職務の執行のために必要なものとして法務省令で定める事項（商特21条の7第1項2号）」の定められ方による<sup>48</sup>などの説明がされている。

### 5-1-3 効率性監査

また、妥当性より進んで効率性も監査委員会の監査の対象になるとする。効率性とは、当・不当を判断する妥当性よりもさらに進んだ経営のパフォーマンスを判断するものと考えられる<sup>49</sup>。監査委員会は、取締役会が構築した内部統制システムの運用状況を監査し、その過程において、執行役が取締役会の定めた中・長期の経営目標に向かって適切に行動しているかどうか判断するという効率性監査を行う<sup>50</sup>とする。そしてその監査結果をもとに、報酬、指名委員会が判断することになるとされる。

### 5-2 改正の背景

まず、監査役に業務監査権限を付与した昭和49年改正においては、それ以前に起こった企業不祥事の反省のもとに、取締役会の監督機能の機能不全を補い、企業の非行を防止するという目的があった。つまり、適法性監査を強化するという目的であったと考えられる。

それに対し今回の改正においては、企業不祥事が無くなったわけではないが、長引く不況のもと企業の競争力が落ちており、競争力向上のため、迅速な経営判断と実行を為し得る体制が求められていた。そのため、代表執行役に権限を集中するとともに、その牽制として、取締役会の監督機能の実質化と、社外取締役が過半数を占める3つの委員会制度を導入した。委員会の導入については、取締役会における社外取締役の割合が定められておらず経営陣からの独立性が確保されていないため、別組織の三つの委員会を設け、それぞれの委員会の過半数を社外取締役が占め、経営陣からの独立性を高めた上で、経営陣への牽制として、指名・報酬・監査という強力な権限を委員会に与えたとされる<sup>51</sup>。

従来、社長が人事権と報酬決定権を握っていたため、取締役会の妥当性・効率性の監督は十分に機能してこなかったと言われる。その代わりに、メインバンクが企業の効率性チェックを果たしてきたと言えるが、80年代以降の直接金融の流れと、メインバンク制の弱体化によりその機能が低下している。また、資本市場による効率性のチェックも行われているはずであるが、日本の資本市場の効率性には疑問が呈されているし、また、株主代表訴訟については、効率性の判断まで認められるのは非常に難しいと言われる<sup>52</sup>。

今回の改正は、従来、外部に頼っていたといえる効率性のチェック機能を企業内部で確立し、企業のパフォーマンス向上を図るための改正と考えることができる。そして監査委員会には、それに貢献することが要請されていると考えられる。

<sup>48</sup> 前田・前掲注(7)23頁

<sup>49</sup> 家近正直「監査役新時代を迎えて」監査役465号25頁(2002年)

<sup>50</sup> 森本・前掲注(46)30頁

<sup>51</sup> 始関・前掲注(6)25頁

<sup>52</sup> 武井一浩「米国型取締役会の実態と日本への導入上の問題〔 〕」商事法務1506号30頁(1998年)

### 5-3 監査委員会と取締役会との関係

監査役は株主総会で選ばれ、経営には携わらず、取締役会と併立した存在であるのに対し、監査委員会の監査委員は取締役会の決議（商特21条の7第3項2号）によって取締役の中から選ばれる。また、監査委員会が指名する監査委員は、職務の執行状況を取締役に遅滞なく報告しなければならない（商特21条の9第3項）。また、監査委員会が指名する監査委員は取締役会の招集権限を持つ（同第2項）。また、取締役及び執行役は、委員会の要求があった時はその委員会に出席し、求められた事項につき説明しなければならない（同1項）。このように監査委員会は取締役会の内部機関<sup>53</sup>としての意味を持ち、互いに緊密な連携関係の上にあることが期待されている<sup>54</sup>とする。

しかし、監査委員会の職務の執行について、取締役会の指揮監督を受けるとは明文で規定されておらず、また、取締役会から権限を委譲されているものではなく、独自の任務と権限を持つので、監査委員会は単なる取締役会の内部機関にとどまるものではない<sup>55</sup>とされる。たとえば監査委員会は、監査権限を持ち、監査報告書を作成し、会計監査人の選任等に関する株主総会の議案の決定権（21条の8第2項2号、21条の7第3項10号）を持つ<sup>56</sup>など、独自の権限を有している。実質的に考えても、今回の法改正は、社外取締役の割合が定められていない取締役会よりも、過半数が社外取締役であることを求められている委員会に、経営陣のチェック機能を期待して、強力な権限を付与しているものと考えられることができる。よって、委員会は取締役会の内部機関ではあるが、独立性の高い組織と考える方がよいように思われる。

ただ、監査委員会の権限を考える際には、監査委員会と取締役会との関係より、監査委員会が取締役（監査委員）によって構成され、また監査委員は、取締役として取締役会の監督機能を行使出来ることに注目すべきであると考えられる。そもそも監査役制度における適法性・妥当性監査についての通説の立場は、監査役は経営に携わることができず、妥当性監査をすることは経営に口を挟むことになるので、認められるべきでないとするものである。しかし監査委員会では、監査委員は取締役であり経営に携わる存在である。そうすると、監査委員会においては、そのような限定は当てはまらないであろう。

そこで次に、監査委員会の個々の権限について考えることにより、監査権限の範囲を検討したい。監査委員会における法文上の権限は監査役とほぼ同じである。ただ、監査委員会の監査においては、監査役監査のように実査は求められず、その代わり内部統制システムが調査を行う<sup>57</sup>と考えられている。そこで以下、内部統制システムについて検討する。

<sup>53</sup> 条文上は「内部機関」でなく「機関」として定められている。（商特21条の5第1項）

<sup>54</sup> 前田・前掲注（7）18頁

<sup>55</sup> 出口正義「委員会等設置会社の立法の意義」ジュリスト1229号54頁（2002年）

<sup>56</sup> 委員会等設置会社ではない従来型の大会社では、会計監査人の選解任に関する議案の決定権は取締役会が持ち、監査役会はそれに対する同意権を持つ（商特3条2項）

<sup>57</sup> 江頭・前掲注（9）425頁、森本・前掲注（46）28頁



## 5-4 内部統制システム

### 5-4-1 内部統制システムとは

内部統制システム（監査委員会の職務の執行のために必要なもの（商特 21 条の 7 第 1 項 2 号））を規定する商法施行規則案<sup>58</sup>をみると、「執行役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する事項（商法施行規則案 193 条 1 項 4 号）」「損失の危険の管理に関する規定その他の体制に関する事項（同 5 号）」「執行役の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ、効率的に行われることを確保するための体制に関するその他の事項（同 6 号）」が取締役会によって定めなければならない。つまり、内部統制システムには、執行役の職務の執行に対し、リスク管理体制、および適法性だけでなく効率性をもチェックする体制が求められることとなる。よって、内部統制システムはコンプライアンス（適法性）とパフォーマンス（効率性）の両方の評価を行う内部監査機関といえる。

### 5-4-2 内部統制システムに対する指揮監督関係

さて、内部統制システムは「監査委員会の職務の遂行のために必要なもの（商特 21 条の 7 第 1 項 2 号）」として商法施行規則で定められるものであるが、内部統制システムの指揮監督関係については明文で定められていない。従来、内部統制システムは会社の一部門としておかれ、その活動は業務執行の一部であり、取締役の指揮監督下におかれていた。そして監査役は、内部統制システムを指揮監督することはできないと考えられている。

委員会等設置会社において、内部統制システムは、監査委員会の指揮下に置く場合と、従来通り経営陣（執行役）の指揮下に置く場合とが考えられるが、以下、それぞれの指揮監督関係について検討する。

まず、監査委員会の指揮監督下におくケースを考える。内部統制システムを、監査委員会の職務を補助する使用人（商法施行規則案 193 条 1 項 1 号）で構成し、監査委員会の補助部門として位置づけることが考えられる。監査委員会を補助する使用人は、執行役からの独立性が確保される（同 2 号）ので、内部統制システムは執行役から独立性の高い機関となる。この場合、監査委員会が、自らの使用人を指揮監督するのは当然であるので、内部統制システムを指揮監督できるはずである。

しかし、委員会等設置会社の取締役は業務執行を行えず（商特 21 条の 6 第 2 項）、業務執行を行えるのは、執行役もしくは執行役兼務の取締役である。そして監査委員会を構成する取締役は、執行役を兼務することは禁止されている（商特 21 条の 8 第 2 項 7 号）。そうすると、監査委員会が内部統制システムを指揮監督することは不可能のように思われる。

しかしながら、取締役は、法律又は法律に基づく命令に別段の定めがある場合には執行役を兼務しなくとも業務執行することができる（商特 21 条の 6 第 2 項但書）ので、「監査委員会の職務の遂行のために必要なもの（商特 21 条の 7 第 1 項 2 号）」として商法施行規則

<sup>58</sup> 法務省ホームページ <http://www.moj.go.jp/PUBLIC/MINJI29/refer01.pdf>

案 193 条に定められる内部統制システムは、その別段の定めにあたり、執行役を兼務しなくとも業務執行することができると考えられる。また、監査委員会の監査委員の条件としても、当該会社の執行役もしくは支配人その他の使用人又は子会社の業務執行をする取締役を兼ねることができない（商特 2 1 条の 8 第 2 項 7 号）とされているだけであり、取締役としての当該会社の業務執行ができないと法定されているわけではない。よって、監査委員は別段の定めがある場合、業務執行を行うことができ、内部統制システムを指揮監督することが認められると考えられる。

そして、監査委員会が内部統制システムを指揮監督出来るということは、指揮監督される内部統制システムが持つ権限を、指揮監督する監査委員会も有していると考えられる。よって、内部統制システムが持っている、執行役の業務執行に対してのリスク管理および、適法性だけでなく効率性をもチェックする権限を、監査委員会も持っていると考えられる。つまりこのことは監査委員会の監査権限が適法性監査にとどまらず、妥当性監査、効率性監査に及ぶことを意味する。

さて一方の、内部統制システムが業務執行部門として執行役の指揮監督下におかれる場合を検討する。この場合、監査委員会は内部統制システムを直接、指揮監督する立場ではないが、内部統制システムを用いて監査を行うことには変わりがない。しかし、この場合、内部統制システムが知り得た情報及び評価は、監督者である執行役に伝えられることとなり、監査委員会に、情報が伝わらない危険がある。そこで、「執行役、使用人が監査委員会に報告すべき事項（商法施行規則案 193 条 1 頁 3 号）」を取締役会が定めることとし、監査委員会の監査の実効性を担保することになっている。

さて、内部統制システムが執行役の指揮監督下にある場合、監査委員会の権限を内部統制システムの権限から直接導き出すことができない。よって、監査委員会が内部統制システムの構築と運営に影響を及ぼすことができる監査報告書について以下検討する。

#### 5-4-3 監査報告書への記載事項

監査役と比較して、監査委員会が作成する監査報告書に特有の記載事項は、内部統制システムに関する取締役会の決議内容が相当でないとする時はその旨及び理由（商特 21 条の 29 第 2 項 2 号）と、執行役の職務執行についての違法行為についての事実（同 5 号）である。取締役・執行役の職務の執行に関しては、監査役の監査報告書と同様に、不正・法令違反の事実に限っており、妥当性については含まれていない。これは、妥当性に係わる事項は営業秘密に係わるので、公開される監査報告書に記載することが相応しくないためであり、妥当性監査を含むか否かの議論とは別である<sup>59</sup>とする。また、監査報告書の記載事項に妥当性に関する記載が含まれなかったのは、監査委員は取締役であるから、取締役会の一員として、株主に対しては出来る限り一体のものとして行動すべきであり、監査委員会が、取締役・執行役の職務執行に妥当性を欠く事項を発見した場合は、取締役会に報

<sup>59</sup> 江頭・前掲注（9）425 頁

告して、取締役会が解任権等の監督権限を発動するように促すべきものと考えられるので、監査委員会の監査が妥当性に及ぶことを否定するものではない<sup>60</sup>とする。

#### 5-4-4 内部統制システムに関する記載

監査委員会は、監査委員会の職務の遂行のために必要なものとして法務省令で定める事項（商特 21 条の 7 第 1 項 2 号）につき、取締役会の決議内容が相当でないとする時は、その旨と理由を監査報告書に記載することができる（商特 21 条の 29 第 2 項 2 号）。

よって、監査委員会は、内部統制システムの構築とその運用状態（商法施行規則案 193 条 1 項 6 号）そして監査委員会への報告事項の整備（同 3 号）について、監査報告書で意見を表明することで、監査権限を行使する。

さて、従来の監査役における適法性監査・妥当性監査の議論は、自ら行う監査の権限が適法性監査に限られるか、妥当性監査まで含むかという議論であった。それに対し、監査委員会においては、そもそも自ら監査することは予定されず、内部統制システムを通して調査を行うとされる。その内部統制システムは、適法性、妥当性さらに進んで効率性の調査まで行うことが出来るとされる。

そして、その内部統制システムは、監査委員会の直接の指揮監督下におかれる場合と、業務執行部門として執行役の指揮監督下におかれる場合とが考えられるが、直接の指揮監督下におかれる場合、指揮監督する監査委員会の権限は、指揮監督される内部統制システムの調査範囲と同じで、適法性、妥当性さらに効率性監査まで含むものと考えられる。また、監査委員会は、取締役会の内部統制システム整備に対し、監査報告書で意見を述べる形で、自らの監査権限を担保することとなる。

それに対し、執行役の指揮下におかれる場合は、監査委員会が直接に指揮監督することは出来ないが、内部統制システムを用いて監査を行うことは同じであり、また内部統制システムの構築と運用、そして監査委員会への報告事項の整備について、監査権限を行使する。つまり、実際上の運用は執行役に委ねるといっても、内部統制システムの整備に対して監査権限を行使し、内部統制システムから監査委員会への報告ルートを確保しているのであれば、そのことは間接的に内部統制システムを用いて監査権限を行使しているのと同じではなからうか。その意味では監査委員会の監査権限は妥当性監査、効率性監査まで含むものとみなすことが出来るだろう。

#### 5-5 監査委員会の個々の権限について

監査委員会は、実査を行うことが期待されないとするので、実際に調査を行う内部統制システムの権限を検討することにより、監査委員会の監査権限の範囲を考えてきたが、必ずしも監査委員会が実査を行わないわけではなく、また法文上も監査役制度とほぼ同じ権限が認められている。そこで、監査役制度における適法性・妥当性監査の議論において、

---

<sup>60</sup> 始関・前掲注（6）28 頁

監査役の個々の権限を検討する学説を紹介したが(4-3)、その学説に則って、監査委員会の個々の権限を検討し、監査権限の範囲を画したい。

監査委員会の権限は、独任性でないことを除けば、監査役制度とほぼ同じであると言える。よって、監査委員会の権限も監査役と同じに、調査・意見表明・報告・差止・代表訴訟にまとめることができる。

そのうち、報告・差止・代表訴訟は同じように要件が明確に決まっている。そのなかの報告を考えると、監査委員会は監査報告書において、監査委員会の職務執行上必要なものとして法務省令で定める事項(内部統制システム)についての取締役会の決議の内容が相当でないとき、その旨及び理由を記載することが出来る(商特21条の29第2項2号)。この決議内容が相当であるか否かは、適法性のレベルを超え、妥当性レベルの事柄であり、よって妥当性監査を含んでいるものと考えられる。

次に法文上明確にされていない調査権についてであるが、監査委員の調査権限は、監査委員会から指名された者のみ認められ(商特21条の10第1項、2項)、その行使に際し、監査委員会の決議に従わなければならない(同3項)が、これは組織的な調査が求められているためであり、調査の権限としては監査役の権限と変わりはない。そして、監査役での議論同様、調査に関しては職務の濫用とならない限り、全般的に認められると考えられる。

次に意見表明についてであるが、まず株主総会において監査報告書の説明または株主からの質問を受ける場合を考える。上記のように妥当性の内容を含んだ監査報告書を説明することは、妥当性の範囲に踏み込まざるを得ない。次に取締役会における意見表明であるが、そもそも監査委員は取締役であり、取締役会で妥当性の意見表明を行うのは当然認められる。

このように考えると、調査権、意見表明とも監査委員会に限定はなく、その監査権限は妥当性監査まで及ぶものと考えられよう。

## 5-6 効率性監査

以上、監査委員会の権限は適法性、妥当性ととどまらず、効率性の監査まで含むものと考えられが、以下、効率性監査について検討する。

まず、従来型の会社においては、取締役会で代表取締役に対する効率性評価を行い、また株主総会でも取締役選任、利益処分の決定などを通して、取締役に対する効率性の評価が行われているはずである。しかし、取締役会の代表取締役に対する監督機能が不十分にしか働かない中で、効率性の監督までなし得ていたかは疑問であるし、支配株主の存在しない公開会社において、株主総会で経営陣の効率性まで株主が評価しているか疑問である。従来、株主は効率性の低い経営陣に対しては、株主総会でその評価を行うのではなく、証券市場における株の売買を通じて間接的に評価をしていたものと考えられる。つまり、会社法上の会社機構内部では効率性の評価はあまり行われてこなかったのではなかろうか。

さて、委員会等設置会社の3つの委員会は、その過半数を社外取締役で占めることから、業務知識を必要とする判断にはあまり向かず、その社外性を利用した判断の方が適していると考えられる。効率性監査は、執行役（経営陣）が数値的な目標を達成しているか否かを判断するものであるから、業務知識は必要とせず、また経営陣から独立している方が遠慮なく判断を下せることから、社外性の高い組織に任されるべきである。報酬委員会における取締役・執行役の報酬の決定、指名委員会における取締役候補の議案決定はいずれも、効率性の評価に基づいてなされるものであり、社外性の高いそれらの組織にとって相応しい役割であると思われる。

よって、監査委員会は、その社外性の高さから効率性監査を担うことに適している。また、内部統制システムの構築を監査し、もしくは直接、指揮監督することもできるし、会計監査人・内部統制システムからの報告が確保されていることからしても、経営陣のパフォーマンスを評価する効率性監査を担うべき組織であると考えられる。

さて、実際の運営上、会計監査人・内部統制システムからあがってきた経営陣のパフォーマンスに関する情報を、監査委員会はその情報の質（経営陣から独立した情報であるか、正確なものであるか等）について評価を下すだけで、効率性の評価を積極的に行わず、その情報を取締役会、指名委員会、報酬委員会に伝え、情報を伝えられたそれぞれの機関が効率性の評価を行うことも考えられる。

取締役会、指名委員会、報酬委員会は、執行役、代表執行役、取締役の選解任、報酬の決定において効率性の評価を必要とする。そこで、監査委員会が下した効率性評価に基づいてそれらの機関が決定を下す場合と、監査委員会は評価を行わず、情報を受けたそれぞれの機関が効率性の判断を行うとともに決定を下す場合の、2つのケースが考えられる。法文上は効率性の判断を監査委員会が行うのか、それとも他のそれぞれの組織が行うのか定められておらず、運用実務は会社ごとに定めることができるので、実務上は両方のケースが考えられよう。

## **6 監査委員会に求められる役割**

### **6-1 情報の提供**

さて監査委員会の監査は、適法性・妥当性・効率性監査を含むと考えられるが、それをふまえて、委員会等設置会社において監査委員会に求められる役割を検討する。

そこでまず、監査委員会の情報提供の役割について考える。

指名委員会、報酬委員会では調査権が明文として認められていない。しかし、それぞれの委員は取締役であり、取締役会において執行役の職務の執行を監督するので、その過程で情報を入手することが可能である。ただし、取締役としての調査権は、取締役会が持つ

監督権限を受けて行使することが可能であり、個々の取締役として調査権は認められない<sup>61</sup>とされる。よって、指名委員会、報酬委員会では、経営陣から離れた形での情報の収集は難しい。それに対し、監査委員会は、明文で、指名された監査委員に調査権が認められており、経営陣から離れた立場での情報収集が期待される。

指名委員会、報酬委員会の実際の運営においては、執行役兼務の取締役が中心となって経営の報告を行い、議案を提出し、それを他の取締役が承認する形になるものと考えられる。しかし、委員会制度は、経営陣の経営をチェックするために社外取締役を加えて導入されたものであり、その判断においては経営陣から離れた判断が求められると思われる。

そこで、経営陣に対するチェック機能を考えると、経営陣は執行役であるが同時に取締役を兼務するケースが多いと考えられるので、指名委員会での選任議案に経営陣を指名しないことで、経営陣に対して強力な牽制を行うことができる。そして委員会の決定には効率性の評価が重要であるので、独自に調査手段を持たない指名・報酬委員会がチェック機能を果たすためには、経営陣から独立した立場での情報が必要であり、その意味で監査委員会の役割が重要になってくる。

## 6-2 違法行為抑止

従来型の監査役に認められる、取締役に対する違法行為差止請求権が、取締役である監査委員にも、執行役・取締役に対する違法行為差止請求権として同じように認められている<sup>62</sup>。

監査役制度において違法行為差止請求権が認められたのは、取締役は監督機能を行行使することにより、他の取締役の違法行為を抑止・是正することが出来るが、監査役は監督に携わることができないので、業務監査権限を担保するために差止権限が与えられたと考えられる。また、監査役は取締役会に出席し、または招集し、そこで報告することにより、取締役の監督機能の行使を促すことが出来るが、違法行為を事前に差し止めるためにその手続きを踏むのは迂遠であり、また、取締役会が開かれたとしても取締役による監督がなされない可能性があるため、差止権限が認められたものとも考えられる。

それに対し、監査委員は監査役と違って取締役であり、執行役・取締役の違法行為について、取締役会で自らその抑止・是正を行えるはずであるが、自ら調査権限を持ち、また内部統制システムから直接情報を入手することのできる監査委員に、法的に特別な権利を認め、取締役会を開かなくても事前に違法行為を是正し、その被害を少なくする役割を担わせているものと考えられる。よって、他の取締役に比べて能動的な行動が求められているものと考えられる。

<sup>61</sup> 江頭・前掲注(9)417頁では、監査委員である取締役であっても監査委員会が指名した者以外には調査権がない(商特21条の10第1項、2項)ことからすると、個々の取締役の調査権は否定的に解さざるを得ないとする。

<sup>62</sup> 監査委員会の権限の内、調査権等は監査委員会より指名された者のみ行使出来るが(商特21条の10第1項、2項)、違法行為差止請求権は各監査委員に認められている(同5項)。

監査委員会の業務監査と取締役会の監督の範囲が、それぞれ妥当性まで含むもので、重なり合うとしても、法が期待している役割が異なっていると考えられる。監査委員会は情報の入手が確保されており、損害の可能性をキャッチしたら取締役会よりも早く行動に移すことが求められていると考えられる。監査委員会は、監査役においては不十分であった、事前監査（不祥事抑止機能）を実効化することが求められていると思う。

### 6-3 取締役会の補完

委員会等設置会社では代表執行役に権限を集中させ、迅速な経営判断と実行を目指すものである。その点では、もし誤った決定がなされた場合、従来型と比べて、迅速に実行がなされ、損害が大きくなりやすい。監督と執行を分離して取締役会の監督権限を実質化したとは言えるが、業務執行から離れた取締役には情報が届きにくくなり、また取締役会の開催頻度も少なくなり、事後報告的、事後承認的な運営にならざるを得ない。

また、前述のように、一般の取締役は、個々に調査権を持たず、取締役会の監督機能を受けてしか調査を行えないので、執行役兼務でなければ経営の情報を、直接、入手出来ないことになる。よって社外取締役は、執行役（経営陣）の報告に基づいて、執行役の経営を判断せざるを得ない。法文上は、執行役が取締役会に職務の執行状況を報告することを、3ヶ月に一度求めているだけであり（商特21条の14第1項）、必要がある時は取締役会の請求により執行役に説明を求めることが出来る（同2項）といえども、事後的に執行役から取締役に報告されるのが通常となる。

内部統制システムも、取締役会の監督のために情報提供を行うべきものであると考えられるが、その報告は指揮監督者である監査委員会もしくは執行役になされた上で、監査委員もしくは執行役から取締役に報告がされる形となる。また、監査委員会が内部統制システムを指揮監督する場合も、監査委員が取締役に報告する形となる。社内規定で、内部統制システムの報告先に、取締役会を含むとすることは可能であるが、商法施行規則案で、報告の確保が予定されているのは監査委員会だけであって（案193条1項3号）、取締役会は含まれていない。内部統制システムの構築の義務は取締役に課せられたものであるが（商特21条第1項2号）、構築の義務を負っているといえども、直接、取締役会の判断のために設けられるものではないと考えられる。

このように取締役会の監督は、個々の取締役に調査権がなく、内部統制システムの報告が直接予定されていないことから、執行役の報告を受けてそれをもとに判断する、受動的なものと捉えることができる。

それに対し、監査委員会の監査は、実査が期待されているわけではないが、内部統制システムを用いることにより、能動的な活動が期待されているものと捉えることができる。調査権、違法行為差止請求権が認められていることも、内部統制システムからの報告が保証されることも、その裏付けである。

取締役会は経営陣中心の運営にならざるを得ないのに対し、監査委員会は他の2つの委

員会とともに、経営陣から独立し、また認められた権限を活用することで取締役会の機能を補完し、企業経営のコンプライアンスとパフォーマンス向上に資することが求められていると思う。

## 7 おわりに

以上まとめると、監査役制度においては、取締役でない監査役は経営に携わることが出来ず、妥当性監査に限られるとしたが、監査委員会は取締役で構成され、監査委員は経営に携わることが出来るので、監査役制度のような監査権限の限定はない。そこで監査委員会の個別の権限を検討すると、監査委員会は実査を行うことは予定されておらず、内部統制システムを用いて監査を行う。その内部統制システムには、執行役の職務の執行に対して、適法性だけでなく効率性をもチェックする体制が求められる。そしてその内部統制システムの構築につき監査を行い、また直接、指揮監督をすることができる監査委員会は、妥当性監査、効率性監査まで及ぶものと考えられる。また、法文上で監査委員会に認められた権限でも妥当性監査まで要求されていると考えられる。

そして、そのような権限を持つ監査委員会には、違法行為抑止機能、取締役会の補完機能、経営陣をチェックするための他の委員会への情報提供などが求められているものと考えられる。

さて、委員会等設置会社の実際の運営において、監査委員すべてを指名し権限を与えることにより、従来型の監査役のように運用することが可能であるし、また、米国型のオーディット・コミッティーのように運用することも可能である。3つの委員会を置くこととその社外性の要件は厳格であるが、内部統制システムの構築の仕方など、実際の運用においては会社ごとにその実情に応じて柔軟に運用することができる。上記の議論は法文上から要請される監査権限の議論であるが、実際の運用においてはコンプライアンスとパフォーマンスの点から、企業ごとに制度設計の工夫が図られるものと思われる。

委員会等設置会社への移行が可能となるのは平成15年4月からであり、その細部を定める商法施行規則は案が発表されたばかりである。施行規則には今後変更が加えられる可能性があり、また、詳しい解説が発表されていない段階での考察であるので、自分の解釈に基づく部分が多く不十分な点が多い。来年4月に、委員会型に実際に移行した企業の運用状況を検討し、再度、監査委員会の権限を検討し直すことを今後の課題とし、まとめの代わりとする。